

# 定款

一般社団法人人工知能ビジネス創出協会

平成28年8月28日作成

令和4年11月(2022年)一部改定

令和6年1月(2024年)一部改定

# 一般社団法人人工知能ビジネス創出協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人工知能ビジネス創出協会と称し、英文では AI Business Creation Association と称する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (目的)

第3条 この法人は、主に人工知能技術を活用した事業(以下「人工知能ビジネス」という。)の共創及びその支援事業等の活動を通じて、人工知能技術の向上・発展と人工知能ビジネスの市場開拓に寄与し、我が国の国際的な産業競争力の向上に貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 人工知能ビジネスの創出に関連する各種研究及び情報提供
- (2) 人工知能ビジネスの事業化推進に向けた実証事業の選定及び支援
- (3) 人工知能ビジネスの事業化推進に向けた各種支援事業
- (4) 関係省庁、研究機関、その他関係機関・団体との連携及び意見交換
- (5) 人工知能ビジネスの事業化推進に向けた啓蒙活動
- (6) 人工知能に係る技術者等の人材育成、研修及び就職支援
- (7) その他のこの法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

### (会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった団体、個人で社員総会において推薦された者
- (4) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

2 会員の権利及び義務を明らかにするため、理事会において、別に会員会則を定める。

3 第1項2号及び3号の会員については、この定款の規定に関わらず、会員会則において、その名称及び加入条件その他の詳細な事項を決定することができるものとする。

### (入会)

第7条 正会員、賛助会員及び個人会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員及び個人会員となる。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員、賛助会員及び個人会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に定める支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 解散し、又は死亡したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第3章 社員総会

#### (構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

**(権限)**

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

**(開催)**

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

**(開催地)**

第16条 社員総会は、主たる事務所又は従たる事務所もしくは理事会が指定する場所において開催する。

**(招集)**

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

**(議長)**

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

### **(議決権)**

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### **(決議)**

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

### **(議決権の代理行使)**

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

### **(決議・報告の省略)**

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告をすることを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第23条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及び結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### (社員総会規則)

第24条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員

#### (役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以下
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

#### (役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任した者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (報酬等)



第31条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (名誉会長及び顧問)

第32条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### (取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取

引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除又は限定)

第34条 この法人は、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第114条の定める要件を満たす場合には、理事会の決議をもって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法115条の規定により、非業務執行理事等（理事《業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。》及び監事）との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上でこの法人があらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

### （構成）

第35条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### （権限）

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第34条第1項の責任の免除及び同条2項の責任限定契約の締結

### (開催)

第37条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

3 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通

知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項に基づく業務執行状況の報告については、理事会を開催した上で、報告を行わなければならない。

#### **(運営委員会等の設置)**

第40条 理事会は、この法人の行う事業を推進するために、その決議により、運営委員会を設置することができる。

2 理事会は、その決議により、目的に応じて、運営委員会以外の委員会を設置することができる。

3 運営委員会等の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

#### **(議事録)**

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### **(理事会規則)**

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## **第6章 基金**

#### **(基金の拠出)**

第43条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

#### **(基金の募集等)**

第44条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規定によるものとする。

#### **(基金の拋出者の権利)**

第45条 基金拋出者は、前条の基金取扱い規定で定める日までその返還を請求することができない。

#### **(基金の返還の手続)**

第46条 基金の返還は、定時社員総会における決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

#### **(代替基金の積立て)**

第47条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

## **第7章 計 算**

#### **(事業年度)**

第48条 この法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

#### **(事業計画及び収支予算)**

第49条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### **(事業報告及び決算)**

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員

総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所  
所に5年間、従たる事務所に3年間備えおくとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所  
所及び従たる事務所に備え置くものとする。

#### **（剰余金の不分配）**

第51条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## **第8章 定款の変更、合併及び解散等**

#### **（定款の変更）**

第52条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

#### **（合併等）**

第53条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

#### **（解散）**

第54条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

## 第9章 事務局

### (事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

### (個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第11章 附 則

### (最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年8月31日までとする。

### (Web等による開催)

第59条 第15条に定める社員総会および第37条に定める理事会は Web 会議およびテレビ会議によることができる。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第60条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都渋谷区桜丘町2番9号

株式会社ISP Networks

東京都中央区日本橋人形町一丁目10番3号

ジャパンマネジメントシステムズ株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目1番18号ヒューリック虎ノ門ビル

特許業務法人磯野国際特許商標事務所

(法令の準拠)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上、一般社団法人人工知能ビジネス創出協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士早川一美は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成28年8月28日

東京都渋谷区桜丘町2番9号

設立時社員 株式会社ISP Networks

代表取締役 佐々木賢二

東京都中央区日本橋人形町一丁目10番3号

設立時社員 ジャパンマネジメントシステムズ株式会社

代表取締役 前一樹



東京都港区虎ノ門一丁目1番18号ヒューリック虎ノ門ビル  
設立時社員 特許業務法人磯野国際特許商標事務所  
代表社員 町田能章

上記設立時社員3名の定款作成代理人

東京都品川区戸越四丁目2番23号  
司法書士 早川 一美

改訂記録：

- 2017年11月 第27条（理事の職務権限）3項を追加
- 2017年11月 第39条（報告の省略）を追加
- 2017年11月 第40条（運営委員会の設置）を追加
- 2022年11月 第59条（Web等による開催）を追加
- 2024年1月 第6,7,8条（個人会員）を追加